

# 総合支援資金

継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と必要な資金の貸付けにより、生活の立て直しを応援します。



## 《総合支援資金の概要》

### 貸付対象

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれ、次の要件のいずれにも該当する世帯。

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ②公的な書類等で本人確認ができること。
- ③現に住居を有していることまたは住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること。
- ④社会福祉協議会および関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤社会福祉協議会が貸付けおよび関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済が見込まれること。
- ⑥失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

### 貸付内容

#### 生活支援費

##### ●生活再建までの間に必要な生活費用

貸付限度額：月額20万円以内（単身世帯は15万円以内）

貸付期間：12月以内

※貸付期間中であっても、自立や給付・貸付等を受け、生活の維持が可能となった場合、または継続的な相談・支援が不可能となった場合、貸付けを停止します。

#### 住宅入居費

##### ●住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

貸付限度額：40万円以内

#### 一時生活再建費

##### ●生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

貸付限度額：60万円以内

#### 貸付金の据置期間

生活支援費は最終貸付日から6月以内

住宅入居費、一時生活再建費は貸付の日から6月以内（生活支援費とあわせて貸付けている場合は生活支援費の最終貸付日から6月以内）

#### 貸付金の返済期間

据置期間経過後、20年以内

#### 連帯保証人・貸付金利率

○連帯保証人を設定した場合は無利子

○連帯保証人を設定しない場合は、年1.5%

○連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いたしますので、日頃から熱心に相談・支援してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方（返済終了までに75歳に達する方、市町村民税非課税世帯の方等）は連帯保証人になれません。

# 総合支援資金



## 必要書類

借入申込者は、下欄の「事項」ごとに示す書類をそろえて申込時に提出してください。

対象	事項	必要添付書類
借入申込者に関する書類	①本人が確認できる書類 住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請の場合は省略できる	健康保険証の写しおよび住民票の写し ※いずれか一方の場合、必要に応じて運転免許証の写し、借入申込者の顔写真が貼付された証明書の写し
	②世帯の状況が明らかになる書類 住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請の場合は省略できる	住民票の写し (世帯全員分：発行されてから3ヶ月以内のもの)
	③連帯保証人の資力が明らかになる書類	市町村民税課税証明書
	④求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書 住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請の場合は省略できる	生活福祉資金(総合支援資金)の利用による自立計画書 ※取扱い社会福祉協議会の窓口でお渡します。
	⑤他の公的給付制度または公的貸付制度を利用している場合または他の公的給付制度または公的貸付制度による公的給付または公的な貸付けの申請を行っている場合は、その状況が分かる書類	失業等給付、生活保護、年金等の申請・受給証明書等または就職安定資金融資等の貸付申請・受理書等

住宅入居費の申込の場合は上記借入申込に関する書類の他、下記書類を添付してください。

対象	事項	必要添付書類
住宅入居費の申込に関する書類	①不動産賃貸契約締結に関する書類	貸主若しくは貸主から委任を受けた事業者と入居予定住宅に関して締結した不動産賃貸契約書の写し
	②入居住宅に関する状況通知	住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請時に不動産媒介業者等から交付された「入居住宅に関する状況通知書」の写し
	③住宅手当の実施主体からの提出書類	住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請時に住宅手当の実施主体から提出された「住宅手当支給対象者証明書」の写し
	④借用書	取扱い社会福祉協議会の窓口でお渡します

上記の他、北海道社会福祉協議会が必要とする書類

## 相談・申込先

貸付の相談・申込をご希望のされる場合は、  
お住まいの市区町村社会福祉協議会へご連絡ください。

実施主体  
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1  
かでる2.7 3階  
TEL 011-241-3976 (代表) [発行日] H21.10